

余市町区会防災活動助成金について

1. 防災活動助成金の概要

いざというとき、迅速かつ的確に行動するためには、防災資機材を整備しておくほか、日頃からの防災訓練や防災に関する勉強会など、地域での防災活動が重要となってきます。余市町では、令和4年度より地域の防災力向上の一助となるよう、自主防災組織でもある区会の資機材整備や防災活動に対して助成金による支援を行ってきましたが、防災資機材の購入についての考え方を拡充し、購入できる資機材を増やすことにより支援を継続し、地域の共助による防災力向上を図っていきます。

2. 防災活動助成金の目的

自主防災組織の育成及び促進並びに防災力の向上を図るため、区会が自主的に行う防災活動に対して、助成を行うことを目的とする。

3. 対象団体 区会単位の自主防災組織（地震、津波、風水害、土砂災害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、区会内で住民が自主的に結成し、運営する組織をいう。）

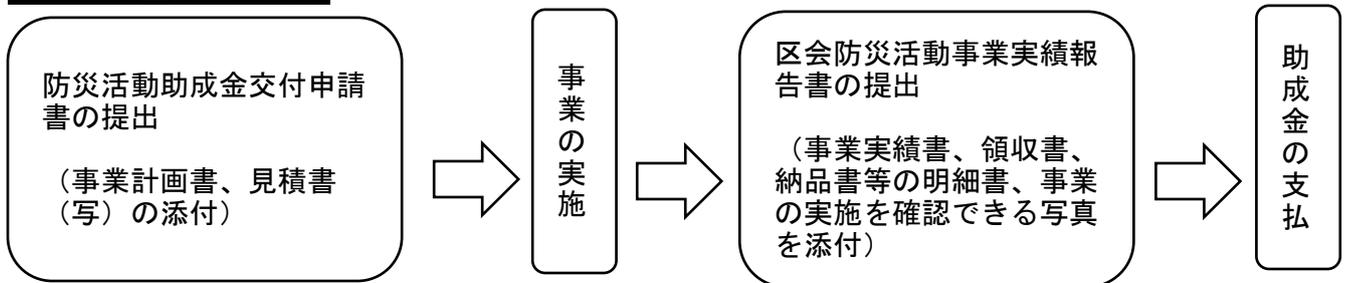
4. 対象事業

- (1) 防災に関する啓発活動
啓発用チラシ・ポスター、防災パンフレットの作成費等
- (2) 防災訓練
訓練の実施に要する消耗品費、燃料費、保険料等
- (3) 防災に関する研修等
防災研修会・講演会に要する講師謝礼金、消耗品費等
- (4) 防災資機材の購入
防災資機材（消火、救出・救護、避難のための資機材、給食・給水のための資機材及び非常用糧食、その他、町長が必要と認めるもの）の購入に係る経費（※別紙参照）
- (5) その他、町長が特に認める事業
区会防災関係事業に要する経費のうち、町長が特に認める経費

5. 助成の制限 予算の範囲内において、各区会、年1回を上限とする。

6. 助成の金額 助成対象事業にかかる経費の2分の1以内の額において、5万円を上限とする。
※1,000円未満の端数を切り捨て

7. 助成金交付の流れ



※ 助成金をご検討の際は、余市町総務部総務課防災係までご相談ください。

0135-21-2142 (直通)

【補足資料】防災資機材の購入について

1 はじめに

この助成金は、自主防災組織の役割を担っていただいている区会の行う防災に関する活動を支援し、地域防災力を向上させることを目的としています。

防災資機材の購入については、助成金の透明性を確保するためにもいくつかの要件について定めますが、努めて制約や制限を少なくして、活用しやすくしていますので、各区会におかれましても次の要件などを踏まえて、自由な発想で検討いただければ幸いです。

2 基本的な要件

- 防災資機材を整備（購入）する「目的」、「用途」を明確に定めること。
- 購入した防災資機材は、備品台帳または目録を作成し、保管について明確に定め確実に管理すること。
- 年を跨いで数年に渡って購入し整備を行う資機材は年次計画を作成すること。
- 非常用食料及び飲料水は、長期保存が可能（5年以上）なものであること。

3 具体的な使用例

- 共助による住民相互の救助活動に使用する資材
ヘルメット、バール、のこぎり、斧など
- 現場における応急救護のために使用する資材
救急セット、担架、リヤカー、車椅子など
- 大規模停電時における電源、灯りを確保するためのもの
ライト、非常用ランタン、ポータブル電源など
- 初動時における非常用食料、飲料水
長期保存が可能な非常用食品及び飲料水
- その他、災害時に区会として必要と思われるもの（特に初動時）